

監事監査報告書

平成30年5月25日

学校法人 楠学院
理事会 御中
評議員会 御中

監事 生田 元

監事 田中 俊樹

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人楠学院寄付行為第14条の規定に基づき 学校法人楠学院の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり理事会及び評議員会に出席し理事から業務の報告を聴取し重要な決算書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

学校法人楠学院の業務及び財産の状況は適切であり不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上